宗教法人「沖縄バプテスト連盟」理事会規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、宗教法人沖縄バプテスト連盟規約（以下「規約」という。）第２０条及び第２８条の規定に基づき、沖縄バプテスト連盟理事会（以下「理事会」という。）の職務運営等に関し、必要な事項を定める。

（理事会の所管事項）

第２条　理事会の所管事項は、次のとおりとする。

(1)総会が付託した事項
(2)連盟の活動基本方針の策定と実施に関する事項
(3)連盟加盟教会の伝道に資する計画の策定と実施に関する事項
(4)予算の編成、予算の執行及び決算書の作成に関する事項
(5)予算外収支の応急的処理に関する事項
(6)財産の管理並びに運用に関する事項
(7)連盟に属する公益事業並びにその他の事業の管理運営に関する事項
(8)宗教法人法に定める必要な書類の作成並びに保管に関する事項
(9)規則、規程等の制定、改廃及び運用に関する事項
(10)職員の人事に関する事項
(11)世界宣教に関する事項
(12)退職慰労金・年金に関する事項
(13)平和問題・社会問題に関する事項
(14)北山荘の運営方針に関する事項
(15)その他、理事会が必要と認めた事項

２　理事会は、前項の所管事項を掌理しその業務を監督する。

３　理事会は、第１項第１号の事項に重大な変更を加えたときは、次の総会で承認を得なければならない。

（理事以外の陪席）

第３条　理事会は、開催の５日前までに、書面にて届出のあった者の陪席を認め、発言を許すことができる。但し勝手な発言を行った場合には退席を命じることができる。

２　理事会は、必要に応じて理事以外のものに陪席を認め、発言を求めることができる。

第２章　理事会の職務分掌

（理事長の職務権限）

第４条　理事長は、規約に定めるものほか、理事会に所属する部、委員会、事務所及びその他の機関に報告を求め、必要のあるときは、これに指示を与えることができる。

（副理事長の職務）

第５条　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長の職務を代行する。

２　副理事長は、総務部長を兼ねるものとする。

（理事の職務）

第６条　理事は、必要に応じ、第２条第１項の所管事項の一部を分掌しなければならない。

第３章　理事会に所属する委員会

（委員会の設置及び解体と名称）

第７条　理事会は、規約第 29 条の規定に基づき、必要に応じ、委員会を適宜設ける事ができる。

２　１項で設置した委員会の名称を特別委員会とする。

3　特別委員会の目的、役割、設置期間は理事会において決定し、その目的を十分果たしたと判断された場合は、満了期間を待たず解体する事ができる。

（委員会の構成、委員長及び委員の選任）

第８条　委員会は、委員長１名、委員若干名をもって構成する。

2　委員長は、理事会において選出するものとする。この場合において、同一人が他の委員長を兼ねる事はできない。

3　委員は委員長が連盟加盟教会の会員の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。

4　委員長及び委員の任期は１期２年を原則とし、３期を越えて在任することはできない。ただし、特別の理由がある場合は、理事会の承認を得て任期延長する事ができる。

5　第７条３項に基づき、委員会が解体された場合はその満了期間をもって任期は終了とするものとする。

（委員会の業務及び運営等）

第９条　委員会は、理事会が定めた方針に基づき、委嘱又は付託された業務に関する計画案及び予算案の策定並びに決定された計画及び予算の執行等に当たるものとする。

2　委員会の所管事項は、理事会にて決定し、委任する。

3　委員長は、委員会に付された事件の結果を理事会に報告しなければならない。

4　委員会の業務運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

（委員会開催）

第 10 条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員長は、委員から協議すべき事項を示して招集の請求があったときは、請求の会った日から２週間以内に委員会を招集しなければならない。

第４章　部及び専門委員会

（部の設置）

第 11 条　連盟の業務及び事業を推進するため、理事会のもとに次の３部を置く。

(1)　総務部
(2)　宣教部
(3)　教育部
(4)　女性部

2　各部に部長および部員をもって構成する部会を置く。

3　各部の部員の数は５名を超えないものとする。

4　各部の部長は、理事会において理事の中から選出する。同一人が他の部の部長を兼ねる事はできない。

5　各部の部員は、各部長が連盟加盟教会の会員の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。

6　部員の任期は２年とし、同一の部の部員に２期を超えて在任することはできない。

7　部長は、必要に応じて部会を招集し、その議長となる。

8　部長は、その部の所管業務に関し、理事会に対して責任を負うものとする。

9　各部は必要に応じて委員会を設置する事ができる。この委員の名称を専門委員会とする。

10　前項の専門委員会の構成、委員長及び委員の選任については第８条を適用する。この場合において、部長は同一部内の委員長については兼ねる事ができるものとする。

（総務部の業務）

第 12 条　総務部の所管事項は、次のとおりとする。 連盟の基本方針に関する実務

(1) 連盟の基本方針に関する実務
(2) 連盟の規程等に関する業務
(3) 連盟の諸業務運営に関する実務
(4) 連盟の予算案及び決算書作成に関する実務
(5) 宗教法人法に定められた必要な書類の作成及び保管に関する実務
(6) 総会及び理事会開催に必要な準備並びに総会及び理事会終了後の事務処理に関する実務
(7) 連盟職員の人事及び給与に関する実務
(8) 各部の所管外業務の決定及び各部の連絡調整に関する業務
(9) 連盟の活動基本計画の具体的取り組みとその方策の立案
(10) 連盟加盟教会間の親睦と連携の推進
(11) 前各号のほか、連盟の日常業務に関する一切の実務
(12) 機関誌の発行と充実強化
(13) 資産の運用及び管理に関する業務
(14) 連盟管理備品の共有活用の仕組みづくり
(15) その他、理事会から付託された業務及び他の部の所管外に関する業務

(宣教部の業務)

第 13 条 宣教部の所管業務は、次のとおりとする。
(1) 連盟加盟教会が行う宣教の支援
(2) 国内、国外の宣教旅行の企画立案
(3) メディアを活用した宣教の強化と拡大
(4) 開拓伝道に関する計画の立案と推進
(5) 人材紹介の仕組みづくりと運用
(6) 青年会、男性会の宣教支援
(7) その他、理事会から付託された業務

(教育部の業務)

第 14 条 教育部の業務は次のとおりとする。
(1) 幼小科、中高生科及び青年の育成
(2) 各科、各会のキャンプ企画の支援
(3) 各種研修会、信徒講座の実施
(4) その他、理事会から付託された業務

(女性部の業務)

第 15 条 女性部の主な業務は次のとおりとし、詳細な運営に関する規程は別に定める。
(1) 各女性会の交流促進と世界宣教への協力
(2) 大会及び代表者会議
(3) BWA 世界祈祷日
(4) 人材育成、研修
(5) その他理事会から付託された業務

第 5 章 事務長及び職員

(事務長及び職員)

第 16 条 理事会は、連盟の円滑な業務遂行を図るため、事務長及び職員を置く。

2 事務長の任命は総務部長が理事以外の連盟加盟教会の会員の中から推薦し、理事会の承認を得る。

3 事務長は、総務部長を補佐し、必要に応じてその他の部、委員会を補佐する。

4 事務長の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

5 職員の任免は総務部長発案により理事会の承認を得なければならない。

6 事務長は、原則として特別委員会と専門委員会の委員長は兼務できない。但し、緊急事態が生じ止むを得ず兼務せざるを得ない場合は、理事会の承認を得る事になる。

7 事務長が諸事情により任期途中で退任する場合は、総務部長は速やかに後任の事務長を任命し、理事会の承認を得る。但し任命が滞り不在期間が生じる場合は、その不在期間は総務部長が事務長の職務を代行する。その際の事務長代行手当は、事務長手当より支出することができるものとする。

第６章 その他の事業

（その他の事業）

第 17 条 理事会は、別に定める規程に従って、連盟が行なう次の互助事業及び基金の管理運営に当たらなければならない。

(1) 回転資金制度

(2) 奨学金制度

第７章 補則

（規則等の変更）

第 18 条 この規則を変更する場合は、総会において出席代議員の３分の２以上の多数により議決しなければならない。

（委任事項）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、１９９３年１月１日より発行する。

付 則

この規則は、１９９６年３月２０日より発行する。

付 則

この規則は、１９９６年９月１４日より発行する。

付 則

この規則は、１９９７年９月２０日より発行する。

付 則

この規則は、２００３年４月１日より発行する。

付 則

この規則は、２００４年４月１日より施行する。

付 則

この規則は、２００７年９月２４日より施行する。

付 則

この規則は、２０１７年４月１日より施行する。

付 則

この規則は、２０２３年１０月１日より施行する。

付　則

この規則は、２０２５年４月１日より施行する。

付　則

この規則は、２０２５年１０月１日より施行する。